

## お知らせ

### 弁護士による無料相談会

▶**対象:**借金や税金の滞納、労働問題、離婚などで経済的に困りの方  
▶**日時:**9月6日(水)、10月4日(水)午後1時~4時30分の間の1時間以内▶**場所:**生活サポートセンター(区役所西庁舎3階)▶**申込:**電話で同所 ☎3993-9963

### ユニバーサルデザイン講座

だれもが出掛けたくなくなるまちをつくるために、必要な環境整備のあり方を考えます。▶**日時:**9月16日(土)午後1時30分~5時▶**場所:**区役所アトリウム地下多目的会議室▶**講師:**東洋大学人間科学総合研究所客員研究員/川内美彦ほか▶**定員:**30名(先着順)▶**申込:**みどりのまちづく

りセンターホームページまたは電話、ファクスで①講座名②住所③氏名(事業者の場合は事業者名も)④電話番号⑤電子メールアドレス(ある方のみ)を、9月11日(月)までに同センター ☎ FAX 3993-5451 ※手話通訳・点字資料などを希望する方は、9月4日(月)までにお知らせください。

### 地域福祉団体に助成

赤い羽根共同募金・歳末たすけあい運動募金を活用して地域福祉団体に助成を行います。助成を希望する団体は説明会に参加してください。  
▶**対象:**区内で一定期間福祉活動または福祉施設の運営を行う非営利の団体 ※法人格の有無は問いません。  
▶**助成の申請期間:**赤い羽根配分…10月2日(月)~25日(水)、歳末たすけあい配分…12月1日(金)~22日(金)  
(説明会)  
▶**日時:**①9月7日(水)午後6時30分~

8時②25日(月)午前10時30分~正午  
▶**場所:**区役所本庁舎20階▶**定員:**各30名(先着順)▶**申込:**①8月30日(水)②9月14日(木)までに電話で練馬区社会福祉協議会へ  
◎**問合せ:**同協議会 ☎3992-5600 FAX 3994-1224

### 若者自立支援事業(ねりま若者サポートステーション・居場所)の家族懇談会

▶**対象:**15~49歳の未就労やひきこもりなどの状態にある方の家族▶**日時:**8月26日(土)午後2時~4時▶**場所:**春日町青少年館▶**定員:**30名(先着順)▶**申込:**ねりま若者サポートステーションホームページまたは電話で同ステーション ☎5848-8341 (木・日曜、祝日を除く)

### ボランティア

#### 保育サービス講習会

~空いた時間を活用して、子育てのお手伝いをしませんか

地域で育児を支え合う会員組織「ファミリーサポート事業」の援助会員(有償ボランティア)になるための講習会です。修了後は、午前7時~午後8時の間の都合の良い時間に利用会員のお子さんを預かっていただきます。▶**対象:**20歳以上で、月1

回の定例会に参加できる方▶**日時:**9月25日(月)~29日(金)午前9時30分~午後4時30分【5日制】▶**場所:**勤労福祉会館▶**定員:**30名(選考)▶**費用:**2,000円▶**申込:**8月31日(木)までに電話で練馬区ファミリーサポートセンター ☎3993-4100

### 高齢者支え合いサポーターの活動紹介・相談会

高齢者支え合いサポーターは、地域で高齢者を支える人材です。地域でボランティア活動を考えている方を対象に活動紹介と相談会を行います。▶**日時:**9月22日(金)午前10時~正午▶**場所:**特別養護老人ホームサンライズ大泉▶**定員:**20名(先着順)▶**申込:**電話で大泉ボランティア・地域福祉推進コーナー ☎3922-2422

### 環境・リサイクル

#### 落書きに困っていませんか

落書きは、まちの美観を損ねる犯罪行為です。落書きをされたら警察に被害届を出し、早めに消しましょう。塀や壁の落書きは、申請により区が業者に委託して消すことができます。詳しくは、お問い合わせください。▶**問合せ:**美化啓発係 ☎5984-4709

8/23(水)  
11:00

## Jアラートの試験放送を実施

無線放送塔からJアラート(全国瞬時警報システム)の試験放送を行います。放送内容は、自動音声応答サービス ☎0120-707-111でも確認できます。▶**問合せ:**防災施設係 ☎5984-2602

障害のある方  
難病の方

## 福祉手当などのご利用を ~対象の方で受給していない方は申請してください

所得制限(表2)があるほか、施設に入所・入院中の方は対象にならない場合があります。

表1 福祉手当など

種類	対象(いずれも区内在住の方)	手当額など
A 心身障害者福祉手当(区の制度)	原則として65歳未満で次のいずれかに当てはまる方 ①身体障害者手帳1・2級 ②愛の手帳1~3度 ③区が指定する難病の方で、難病等医療費助成または小児慢性特定疾病医療費助成を受けている ④脳性まひまたは進行性筋萎縮(いしゅく)症 ※児童育成手当(障害手当)を受けている方を除く。	月額1万5500円 ※申請月から支給。
	原則として65歳未満で次のいずれかに当てはまる方 ①身体障害者手帳3級 ②愛の手帳4度 ③精神障害者保健福祉手帳1級 ※児童育成手当(障害手当)を受けている方を除く。	月額1万円 ※申請月から支給。
B 特別障害者手当(国の制度)	20歳以上で身体または精神に著しく重度の障害があるため、日常生活で常時特別な介護を必要とする方 ※専用の診断書で判定。	月額2万7980円 ※申請月の翌月から支給。
C 障害児福祉手当(国の制度)	20歳未満で身体または精神に重度の障害があるため、日常生活で常時介護を必要とする方 ※専用の診断書で判定。	月額1万5220円 ※申請月の翌月から支給。
D 重度心身障害者手当(都の制度)	原則として65歳未満で次のいずれかに当てはまる方 ①重度の知的障害で著しい精神症状がある ②重度の知的障害と重度の身体障害がある ③両上肢と両下肢の機能が失われ座っていることが困難	月額6万円 ※申請月から支給。
E 紙おむつの支給(区の制度)	在宅の3~64歳で身体障害者手帳1・2級または愛の手帳1・2度の方 ※他の制度で支給を受けている方を除く。	紙おむつを支給 ※申請月から1割の利用者負担で支給(8,000円を超える分は利用者負担)。
F 心身障害者医療費助成(都の制度)	原則として65歳未満で次のいずれかの手帳をお持ちの方 ①身体障害者手帳1・2級(内部障害は1~3級) ②愛の手帳1・2度 ③精神障害者保健福祉手帳1級 ※後期高齢者医療制度の被保険者証をお持ちで住民税課税の方などを除く。	保険診療分の医療費について、他の公費で助成されない自己負担額の一部を助成

表2 所得制限額(令和4年中の年間所得)

扶養親族の人数	本人(20歳未満は扶養義務者)	配偶者・扶養義務者(国の制度のみ)
0人	360万4000円	628万7000円
1人	398万4000円	653万6000円
2人	436万4000円	674万9000円
3人	474万4000円	696万2000円
1人増ごとの加算額	38万円	21万3000円

### 障 受給者証を 8/17(木)以降に発送

現在お持ちの(障)受給者証(心身障害者医療費助成受給者証)の期限は8月31日(木)です。該当する方には、新しい(障)受給者証を8月17日(木)以降に発送します。所得制限額(表2)を超えるなど、該当しなくなる方には消滅通知を送付します。

#### ●申込先・問合せ

身体障害者手帳・愛の手帳・難病に係る医療受給者証をお持ちの方	総合福祉事務所 福祉事務係	〒176の地域…練馬(区役所西庁舎2階) ☎5984-4612 FAX 5984-1213
		〒179の地域…光が丘(光が丘区民センター2階) ☎5997-7060 FAX 5997-9701
		〒177の地域…石神井(石神井庁舎4階) ☎5393-2817 FAX 3995-1104
		〒178の地域…大泉(大泉学園ゆめりあ1(4階)) ☎5905-5274 FAX 5905-5277
精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、表1のA~Fを申請する方	保健予防課精神保健係(区役所東庁舎6階) ☎5984-4764 FAX 5984-1211	

ねりま区報をご自宅にお届けします

▶**問合せ:**広報係 ☎5984-2690

新聞未購読で、区報の入手が困難な方に無料でお届けしています。希望する方は、区ホームページから申し込むか、お問い合わせください。

